

後見制度説明会 後見制度を知ろう！

大津地方・家庭裁判所では、平成27年度法の日週間行事として市民の方々を対象に、10月31日(土)午後1時30分から、「後見制度説明会」を開催しました。今回は、市民の方33名に御参加いただきました。

導入



はじめに、大津家庭裁判所の川口裁判官から開会のあいさつがありました。

そして、職員からスライドを用いて後見制度とは何か、その類型について、近年の利用状況等について説明がありました。

説明の後、後見制度についてのDVDを観て、イメージを掴んでいただきました。

実演

実演では、職員2名が職員役と申立てを考えている当事者役とに分かれ、実際の窓口でのやりとりの様子を熱演しました。

説明は参加者の方々にもお配りした実際の申立てセットを用いながらなされ、当事者役の職員からは実際に窓口でなされるような質問も多く飛び交い、本当に窓口での様子を目にしているようでした。



質問コーナー



実演後には、平成24年から運用が開始された後見制度支援信託についてのDVDの上映・説明がありました。

質問コーナーにおいては、任意後見制度とはどういうものか、身寄りがない方の場合にはどのように手続きが進むのか、またご本人の財産の中で株券があった場合はどうなるのか、後見人の報酬等、多くの質問をいただきました。

～参加者のみなさまからの感想を御紹介します～

- ・今までは別の世界のように感じていたが、私達の1番身近な問題であり勉強になった。
- ・市民感覚でも分かりやすく、なじみやすいと感じた。
- ・一般市民を対象とした今回のような催しは有意義なことだと思う。どんどんやっていただきたい。
- ・またこのような機会があれば参加したい。
- ・相続制度についての研修の企画があれば。
- ・質疑時間が短かった。
- ・今回の内容であれば、裁判所に関係する機関にも参加してもらおうとよいのでは。
- ・もっと広く広報活動をお願いしたい。

最後に・・・

以上の日程で後見制度説明会は終了しました。終了後に参加者のみなさまからいただいたアンケートでは、多くの方に後見制度について、「よく理解できた」や「おおむね理解できた」とのご意見をいただき、そして今回の法の日週間行事：後見制度説明会に参加して、「満足した」や「やや満足した」とのご意見をいただきました。

今後も、裁判所の手続について、みなさまに御理解いただけるように、そして裁判所をもっと身近に感じていただけるように努めてまいりたいと思います。

大津地方・家庭裁判所では、今回のような行事を年に2回、5月の憲法週間と10月の「法の日」週間に合わせて行っております。各回内容は様々ですが、興味のある方はぜひお問い合わせください。

また他にも、裁判員制度説明会（平成27年12月16日（水）実施予定）や団体による裁判傍聴の申込みも受け付けておりますので、興味のある方はぜひ、総務課文書係（077-503-8112）までご連絡ください。

〈大津地方・家庭裁判所事務局総務課〉